

大口町告示第16号

大口町配食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町配食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町配食サービス事業実施要綱（平成12年大口町告示第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「特定疾患医療給付事業受給者票」を「特定医療費受給者証（指定難病）」に改める。

第4条中「昼食」を「昼食又は夕食」に改める。

様式第1中「特定疾患医療給付受給者」を「特定医療費受給者」に、「特定疾患医療給付事業受給者票」を「特定医療費受給者証（指定難病）」に改める。

様式第4中「特定疾患医療給付受給者」を「特定医療費受給者」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。